

一般社団法人大分市観光協会M I C E開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市において開催される大会、会議、学会、展示会、スポーツ大会等（以下「M I C E」という。）の誘致を促進し、観光の振興、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的として一般社団法人大分市観光協会（以下「協会」という。）が交付するM I C E開催補助金（以下「補助金」という。）に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、M I C Eの主催者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるM I C E（以下「補助対象事業」という。）は、大分市で開催されるもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 九州大会以上の規模で開催されるもの
- (2) M I C Eの参加者のうち、大分市内の宿泊施設における宿泊者数が延べ50人以上であること。
- (3) 観光の振興、地域の活性化に大きく寄与するものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの
 - イ 市民福祉の向上に寄与するもの
 - ウ 本市の経済に大きな波及効果を及ぼすもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協会が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるM I C Eは、補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの

- (2) 国、県又は公益社団法人ツーリズムおおいたから同様の趣旨の補助金等の交付を受けているもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 開催順序があらかじめ定められているものであって、大分市での開催が内定しているもの
- (6) 交付の申請をする日の属する年度又はその前年度に補助金の交付を受けたものの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催し、又は共催するもの
- (8) その他協会が適当でないと認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 附帯設備使用料
- (3) 設備及び備品のリース料
- (4) 会場の設営及び撤去に要する経費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 参加者を輸送するためのバス等の借上げに要する経費

- (8) アトラクションに要する経費
- (9) 講師等の派遣を受けるのに必要な経費
- (10) その他補助対象事業に要する経費として協会が認めるもの
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象事業の参加者のうち、大分市内の宿泊施設における宿泊者数の延べ人数に応じ、次の表により算出した額（補助対象事業がスポーツ大会の場合は表中（ ）内の額）を限度として交付するものとする。

延べ宿泊者数	補助限度額
50人以上 100人未満	100,000円 (50,000円)
100人以上 200人未満	200,000円 (100,000円)
200人以上 300人未満	300,000円 (150,000円)
300人以上 400人未満	400,000円 (200,000円)
400人以上	500,000円 (250,000円)

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、MICE開催補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業開始日の1月前（補助対象事業開始日が4月に属する場合にあっては、同月1日）までに、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) その他協会が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 協会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、MICE開催補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、協会は、必要な条件を付することができる。

(計画変更の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、MICE開催補助金変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 協会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは変更を承認し、MICE開催補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、協会は、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助事業を取りやめるときは、MICE開催補助金交付申請取下書（様式第5号）を速やかに協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は第7条の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い

日までに、M I C E開催実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 宿泊証明書（様式第7号）
- (3) 参加者名簿
- (4) その他協会が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 協会は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、M I C E開催補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、M I C E開催補助金交付請求書（様式第9号）を協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱若しくは協会の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。